

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 宮古島市福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) が平成30年3月31日付けで提起した処分庁 宮古島市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) による生活保護返還決定処分 (平成29年12月21日付け宮福生第0001303-008号。以下「本件処分」という。) に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張  
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張  
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件処分に係る法令等の規定等について  
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 本件処分について
  - (1) 請求人の子の就労に伴う収入申告については、平成26年10月7日から平成27年10月9日までの間、請求人より処分庁へ申告は行われているところ、処分庁においては、当該収入の収入認定を行わずに保護費を認定し、支給したことから、当該期間においては、請求人に過大な保護費

が支給されていたことが認められる。

- (2) 請求人の子の就労収入については、本来収入認定すべきところ、処分庁の過誤によりそれをしなかったことによる保護費の過支給に起因するものであるが、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条は、本来受けるべきでなかった保護費を得たときの返還義務を規定したもので、本条でいう「急迫の場合等」には、保護の実施機関が保護の程度の決定を過って不当に高額の決定をした場合も含まれると解されていることから、今回の過支給となった保護費については返還の対象となると解される。
- (3) 返還対象額については、子の各月の収入認定額から勤労収入に伴う必要経費を差し引いた額となり、処分庁の返還額算出資料のとおり、661,117円になると解される。
- (4) 処分庁は、返還額の決定については、「原則、支給した扶助費全額を返還とすべきであるが、このような取扱は、当該世帯の自立を阻害すると判断し、子の就労収入から実施要領等の定める範囲において、要返還額より控除し、返還額を決定している。」と述べているが、処分庁が要返還額から控除したとされるものは、勤労収入を収入認定する際に当然に控除すべき「基礎控除」及び「必要経費」であり、自立阻害を避けるための控除には当たらないと解される。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還取扱通知」という。）の1の(1)では、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることが定められているが、全額を返還対象とすることによって当該保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、(1)の①から⑥に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えないとされている。

また、福岡地方裁判所判決（福岡地方裁判所平成24年（行ウ）第22号・同26年3月11日判決）では、「法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであると解される。」とした上で「本件返還金決定は、自立更生費の有無や全額返還が原告の自立を阻害するかを考慮していない点で判断要素の選択に合理性を欠き、その判断は、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる。」と判示している。

さらに、東京地方裁判所判決（東京地方裁判所平成27年（行ウ）第625号同29年2月1日判決）では、職員の過誤により過支給となった生活保護費の全額返還の決定に関しては、返還決定に至る過程で、福祉事務所長において、当時の被保護者の資産や収入の状況、その今後の見通し、過支給に係る生活保護費の費消の状況等の諸事情を具体的に調査し、その結果を踏まえて、生活保護費の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、被保護者に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれがあるか否か、被保護者及びその世

帶の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をしていない場合には、裁量権の逸脱、濫用に当たるとしている。

これを本件についてみると、処分庁においては、上述したとおり、全額返還は当該世帯の自立を阻害すると判断していることから、費用返還取扱通知の1の(1)の①から⑥の控除について判断する必要があるが、本件処分の決定過程においては、処分庁のケース記録やケース診断会議からは、当該控除について調査、検討した形跡は認められず、また、審理員から処分庁に対し、当該控除に係る調査、検討の有無について確認したところ、処分庁からは、以前に請求人の子の自動車免許の取得の必要性について判断し当該控除には該当しない旨の回答をしているが、これら内容が費用返還取扱通知の1の(1)の控除に係る十分な調査、検討を行ったものとは解せられない。

さらに、平成29年10月には、子の収入未認定のほか、請求人の収入認定についても誤認定があったことが判明しており、その結果、379,420円の保護費の未支給が確認されているところ、処分庁においては遡及認定期間が超過しているとのことで当該未支給分は支給していない。

これらのことから、処分庁においては、本件処分はもとより上記誤認定によって請求人に対し不利益な状況を生じさせていることも鑑みると、上記判決を踏まえ、本件処分の決定過程においては、要返還額からの控除（費用返還取扱通知の1の(1)の①から⑥、特に④）について十分な調査、検討を行い、返還額の決定を行うべきであったものと解されるが、これが十分に行われている様子は窺えず、処分庁の返還額控除にかかる判断は、合理性を欠き、妥当とは言えない。

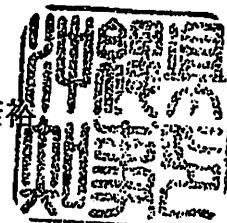
したがって、返還金控除に係る調査及び検討を行わずに、返還対象額61,117円の全額を返還額とした本件処分は、手続き上の瑕疵があり、その判断に合理性があるとは認められず、不当な処分であると言わざるを得ない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年5月13日

審査庁 沖縄県知事 玉城 康裕



#### （教示）

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において）

て沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。)、裁決の取消しの訴え提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。